

議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年11月27日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第82号及び議案第83号につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○田畑議長 日程第1 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第2 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件に関し、常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

11月26日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、及び議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正についての2件です。

当委員会は、11月26日木曜日、午前10時20分から開催し、付託された議案について、審査を実施しました。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、今年度と来年度における支給割合の違いは何か。について。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正については、コロナ禍への対応で、職員の事務量が増えているのではないかと。また、職員の残業時間に変化はないかと。他市と比較して岩出市は低いと聞くが実態はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案82号について、私は反対の立場から討論を行います。

岩出市の特別職並びに議員報酬は、和歌山県下の市町村に比べて低額であること。2番目に、人事院勧告と連動して、国会議員については引下げをされていないこと。3番目に、大衆迎合すべきでなく、終始一貫した姿勢を取るべきであること。その他理由については、83号と関連がありますので、その際に、具体的その理由を述べたいと思います。

以上です。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであります。経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるからです。

特に、今回の人事院勧告の調査については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、行われるものです。社会全体がコロナ禍において、大きな影響を受けている中、我々議員、特別職の賞与の引下げに対して、反対すること理屈が通

らないと思います。

よって、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第82号に対する討論を終結いたします。

議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 職員の給与に関する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回、人事院勧告が打ち出した勧告では、コロナ禍の中で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けることや、給与以外の人事管理についても、長時間労働の是正の点でも、超過勤務の上限を強調するだけで、増大する業務量に反して、必要な人員確保には触れていません。非常勤職員の処遇改善においても、抜本的な改善策を打ち出していない勧告となっています。

岩出市においては、コロナ感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金改善が求められていること。最低賃金と同じく、社会的影響力を持つ公務員賃金を引き下げるとは、社会政策上も許されないことだと考えます。

人口増加が続き、業務量の増大となってきた岩出市で、職員の勤務実態においては、年休取得もままならない実態もあり、慢性的な人員不足にコロナ関連業務が付加されて、一層厳しさを増す職場実態の中で、給与の引下げは職員意識の低下すら生まれると考えます。

さらに、この人勧対応においては、那賀病院、那賀消防など、新型コロナに対して最前線で必死に奮闘されている一部事務組合の職員にも影響を与えることにもつ

なると考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、給与に関する人事院勧告の内容を勘案した上で、職員の期末手当の月数を0.05月分引き下げる改定をするために改正を行うものです。従前から人事院勧告の内容に準じた条例改正を行っており、これまでどおり、民間の給与水準に準拠した条例改正を行うことで、整合性が保たれるものと考えます。

よって、本案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案83号、職員の給与条例の改正に対して、私は反対の立場から討論を行います。

2020年、人事院勧告報告について、人事院は10月の7日に、一時金の支給月数を0.05か月引き下げる給与勧告と公務員人事管理に関する報告を行っております。勧告であり、地方自治体について、主体的に横並びに従うのではなく、岩出市として独自に判断すべき事項であります。国家公務員の月例給の改定を行わない一時金の引下げを先行される勧告は、公務労働者をはじめ人事院勧告の影響を受ける多くの労働者の生活改善を求める声に欺くものであります。

コロナウイルスの感染拡大防止に全力で取り組んできた公務労働者の使命感に冷や水を浴びせ、極めて不安な勧告であります。非常勤職員の処遇改善をはじめ、休暇制度なりが改善される内容が見当たらない。均衡待遇やハラスメント防止、新型コロナウイルスの感染拡大防止などに向けた努力は見られるものの、労働者の基本的権利の代償としての機関として、責任を果たしているとは言えません。

月例給については、改めて必要な勧告と報告を行うとしているが、引き続き中央人事委員会での改善確保を目指すとともに、確定闘争、独立行政法人や勧告の影響を直接受ける組織での賃金改善を図るべきであり、継続して強化しなければなりません。

また、良好な公共サービスを提供するとともに、人間らしい働き方を取り戻すためにも、地方自治体の定員を増加して、必要な要員の確保を図っていかなければな

りません。

今回の勧告は、今後の民間賃金へ、さらに地方公務員や独立行政法人職員、政府関係法人職員、地場の中小企業労働者などにも影響が及び、コロナ禍だからこそ、全ての労働者の大幅賃上げで、地域経済の活性化に向けた取組を進めていくべきであります。とりわけ全国一律最低賃金制度の実現と大幅引上げを求めてきたが、加重平均で僅か1円の引上げという不十分なものとどまっております。

和歌山県も同様であります。我々が行ってきた生計費に関する調査では、全国どこでも変わらない地域経済と中小企業の活性化、地域間格差の是正を図るため、全国一律最賃制、最低1,000円の実現に向け、全力を挙げるべきであります。

2011年11月の私は人事院勧告に対する反対意思表示をした際にも、賃金を抑制し、我慢を強いることは、リーマンショック後に経験した失われた20年の経済を繰り返すことになり、マイナスにアリ地獄と言わざるを得ません。この過ちを繰り返してはなりません。

今回の減額による歳出総額は、議員関係で33万7,525円、市長・副市長関係で9万5,900円、教育長1万1,760円、職員分491万9,670円で、総合計536万4,855円になるのであります。

地方分権化の中で、岩出市独自で決定すればよいことであるにもかかわらず、国や県の方針を丸のみして、人事院勧告に見合った公務員労働者の生活改善と内需拡大につながる賃金改善をしないで、横並びに賃下げすることはすべきではありません。

このことは地方経済の落込みを支えると同時に、今は岩出市民へのサービス向上に取り組むべき課題は山積しているのであります。

今回の賃下げは、職員の業務に対する働く意欲を阻害するものであると考えております。

労働者、国民の賃金引上げ、労働条件改善で地域経済を活性化させる方向に向かうことを強く求めるものであります。

菅首相は、自助、共助、公助が基本だとして、国民の命と暮らしを守る国の責任を放棄する姿勢を示しております。

G o T o E a tをはじめG o T o関連の政策においても、経済、お金を優先し、国民の命を二の次としているのが実態であります。

また、学術会議の委員任命において、強権的な姿勢をあらわにするのを国民の声に背を向ける暴走政治はとどまるところを知りません。

さらに、桜を見る会においても、国会において、うそつき安倍発言をうのみにし

て、うその上塗りをしているのが実態であります。この自公政権から抜け出して、国民の怒りを一人一人が結集して、協働して、この運動を広げるとともに、人事院勧告に従う岩出市に対して、強く非難するものであります。

私たちは、これらの問題について継続して闘いを進め、市民、国民のために全力を挙げるべきであると考えております。

よって、私は議案83号について反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

人事院勧告において、民間との給料比較調査が行われた結果、ボーナスについて、民間の支給割合が公務員を下回っていることから、市においても一般職員の期末手当について、民間支給実績を反映させた条例改正が必要であり、また、民間と公務員との給料格差を解消することが、均衡の原則にもかなうものであると考えます。

今回の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われたものであり、マイナス勧告も受け入れなければならない状況であると考えます。

なお、勧告の中には、公務員人事管理に関する報告もあり、この報告を受け、国は取組を推進し、市においても必要な対策を講じていくものと考えております。

以上述べた理由によりまして、私は本案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第83号に対する討論を終結いたします。

議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、令和2年第2回岩出市議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

閉会

(9時50分)